

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案要綱  
第一 海区漁業調整委員会の委員の選挙の特例に関する事項

東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる県として農林水産大臣が指定する県（以下「指定県」という。）の海区漁業調整委員会の選挙による委員について、補欠選挙を行うべき事由が任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該選挙は行わないものとする事。

（第一条関係）

第二 海区漁業調整委員会選挙人名簿の特例に関する事項

指定県においては、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする事。（第二条関係）

第三 農業委員会の委員の選挙の特例に関する事項

東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日は、平成二十四年七月三十一日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日（以下「特例選挙

期日」という。)とするとともに、補欠選挙を行うべき事由が特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないものとする事。 (第三条関係)

#### 第四 農業委員会の委員の任期の特例に関する事項

この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とすること。 (第四条関係)

#### 第五 農業委員会委員選挙人名簿の特例に関する事項

指定市町村の選挙管理委員会であつて、選挙人名簿の調製が困難と認められる選挙管理委員会として農林水産大臣が指定する選挙管理委員会の選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とすること。 (第五条関係)

#### 第六 その他

この法律は、公布の日から施行するものとする事。

(附則関係)